２

令和７年第２回市議会（定例会）

議　会　議　案

自　議案第　４５　号

至　議案第　５２　号

令和７年６月３日

加　古　川　市

目　　　　　次

議案第４５号　専決処分の承認を求めること（加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること） …………………………………………… 3

議案第４６号　加古川市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び加古川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めること …………………………………………………… 17

議案第４７号　加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること ………… 30

議案第４８号　加古川市医療の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めること ……………………………………………………………… 48

議案第４９号　和解のこと ……………………………………………………………… 54

議案第５０号　中部中学校屋内運動場外改修工事請負契約締結のこと ………… 58

議案第５１号　軽四輪電気貨物自動車（２００Ｖ）売買契約締結のこと ……… 67

議案第５２号　加古川市固定資産評価審査委員会委員の補欠委員の選任につき承認を求めること ………………………………………………… 71

議案第４５号

専決処分の承認を求めること

次の件については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり令和７年３月３１日専決処分をしたから、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和７年６月３日提出

兵庫県加古川市長　岡　田　康　裕

記

加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること

専決第　７　号

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和７年３月31日専決

兵庫県加古川市長　岡　田　康　裕

記

別紙のように、加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市条例第　　号

加古川市市税条例の一部を改正する条例

加古川市市税条例（昭和３３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第７９条第１号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　２輪のもので、総排気量が 0.125リットル以下かつ最高出力が 4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

第８６条第２項第５号中「定格出力」の右に「（第７９条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第８７条第２項中「身体障害者等又は」を「身体障害者等若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第９５条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第９５条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第４条の７第１３項を同条第１４項とし、同条第１２項の次に次の１項を加える。

13　市長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有

に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第 149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

附則第１２条の６中「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」を「第３３項まで、第３６項、第３７項、第４１項若しくは第４４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の加古川市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例第79条（第１号に係る部分に限る。）の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

◎参　考

加古川市市税条例の一部を

（　現　　行　）

（種別割の税率）

第79条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）原動機付自転車

ア　総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が 0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）　年額　2,000円

イ　２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が 0.6キロワットを超え、 0.8キロワット以下のもの　年額　2,000円

ウ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8キロワットを超えるもの　年額　2,400円

エ　……………（省　略）

（２）………………（省　略）

（３）………………（省　略）

（種別割の減免）

第86条　……………（省　略）

２　前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

（１）………………（省　略）

改正する条例（新旧対照表）

（　改　　正　）

（種別割の税率）

第79条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）原動機付自転車

ア　総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が 0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）　年額　2,000円

イ　２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が 0.6キロワットを超え、 0.8キロワット以下のもの　年額　2,000円

ウ　２輪のもので、総排気量が 0.125リットル以下かつ最高出力が 4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円

エ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が 0.8キロワットを超えるもの　年額　2,400円

オ　……………（省　略）

（２）………………（省　略）

（３）………………（省　略）

（種別割の減免）

第86条　……………（省　略）

２　前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

（１）………………（省　略）

（現　　行）

～

（４）………………（省　略）

（５）原動機の総排気量又は定格出力

（６）………………（省　略）

～

（８）………………（省　略）

３　…………………（省　略）

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第87条　……………（省　略）

２　前項第１号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第 105号）第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

（改　　正）

～

（４）………………（省　略）

（５）原動機の総排気量又は定格出力（第79条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）

（６）………………（省　略）

～

（８）………………（省　略）

３　…………………（省　略）

（身体障害者等に対する種別割の減免）

第87条　……………（省　略）

２　前項第１号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第 105号）第92条の規定により交付された身体障害者等若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に

（ 現　　行 ）

（１）………………（省　略）

〜

（４）………………（省　略）

（５）運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

（６）………………（省　略）

３　…………………（省　略）

〜

５　…………………（省　略）

附　則

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第４条の７　………（省　略）

２　…………………（省　略）

〜

12　…………………（省　略）

（ 改　　正 ）

減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

（１）………………（省　略）

～

（４）………………（省　略）

（５）運転免許証又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

（６）………………（省　略）

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

４　…………………（省　略）

～

６　…………………（省　略）

附　則

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第４条の７　………（省　略）

２　…………………（省　略）

～

12　…………………（省　略）

13　市長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第 149号）第５条の２第１項

（　現　　行　）

13　…………………（省　略）

（読替規定）

第12条の６　法附則第15条第１項、第９項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の２第２項、第15条の３又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 111条第２項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の３まで若しくは第63条」とする。

に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。

14　…………………（省　略）

（読替規定）

第12条の６　法附則第15条第１項、第９項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の２第２項、第15条の３又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 111条第２項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の３まで若しくは第63条」とする。

◎参　考

地　方　自　治　法　抜　す　い

（長の専決処分）

第 179条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252条の20の２第４項の規定による第 252条の19第１項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

２　…………………（省　略）

３　前２項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

４　…………………（省　略）

議案第４６号

加古川市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び加古川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び加古川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和７年６月３日提出

兵庫県加古川市長　岡　田　康　裕

加古川市条例第　　号

加古川市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び加古川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（加古川市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第１条　加古川市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和２８年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１７条の５を第１７条の６とし、第１７条の４を第１７条の５とする。

第１７条の３第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第１７条の４とし、第１７条の２の次に次の１条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の３　任命権者は、加古川市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第15号）第25条第１項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（３）加古川市職員の育児休業等に関する条例第25条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市長が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなけれ

ばならない。

（１）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（３）対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

（加古川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第２条　加古川市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２１条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「を除く」の右に「。次条において同じ」を加える。

第２２条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項中「部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条の次に次の４条を加える。

（第２号部分休業の承認）

第22条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ

当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

（２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第22条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）非常勤職員以外の職員　77時間30分

（２）非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）

第22条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第２３条中「部分休業」を「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」に改める。

第２４条中「第１４条の規定は、部分休業について準用する」を「育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職

員が第３項変更をしたときとする」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（加古川市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条　任命権者は、施行日前においても、第１条の規定による改正後の加古川市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第17条の３第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

（加古川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第３条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第 110号）第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、施行日から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第２条の規定による改正後の加古川市職員の育児休業等に関する条例第22条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

◎参　考

加古川市職員の勤務時間その他の勤務条件に関

（　現　　行　）

する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

（　改　　正　）

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の３　任命権者は、加古川市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第15号）第25条第１項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（３）加古川市職員の育児休業等に関する条例第25条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市長が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（２）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（３）対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための

（　現　　行　）

（家族が看護又は介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等）

第17条の３　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、その家族が当該職員の看護又は介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と看護若しくは介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「看護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、看護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　…………………（省　略）

第17条の４　………（省　略）

第17条の５　………（省　略）

加古川市職員の育児休業等に関する条例

（　現　　行　）

（部分休業をすることができない職員）

第21条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（１）………………（省　略）

（２）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

（ 改 正 ）

措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たつては、当該意向に配慮しなければならない。

（家族が看護又は介護を必要とする状況に至つた職員に対する意向確認等）

第17条の４　任命権者は、職員が当該任命権者に対し、その家族が当該職員の看護又は介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と看護若しくは介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「看護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、看護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

２　…………………（省　略）

第17条の５　………（省　略）

第17条の６　………（省　略）

の一部を改正する条例（新旧対照表）

（ 改 正 ）

（部分休業をすることができない職員）

第21条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（１）………………（省　略）

（２）勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）

（第１号部分休業の承認）

（　現　　行　）

第22条　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

２　勤務条件に関する条例第14条の規定による育児時間又は勤務条件に関する条例第16条の３第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が勤務条件に関する条例第14条若しくは会計年度任用職員の勤務条件に関する規則別表第３の規定による育児時間又は勤務条件に関する条例第16条の３第１項若しくは会計年度任用職員の勤務条件に関する規則第８条第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（改　　正）

第22条　育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

２　勤務条件に関する条例第14条の規定による育児時間又は勤務条件に関する条例第16条の３第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が勤務条件に関する条例第14条若しくは会計年度任用職員の勤務条件に関する規則別表第３の規定による育児時間又は勤務条件に関する条例第16条の３第１項若しくは会計年度任用職員の勤務条件に関する規則第８条第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第２号部分休業の承認）

第22条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

（１）１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

（２）第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（ 現　　行 ）

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第23条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第24条　第14条の規定は、部分休業について準用する。

（改　　正）

（育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間）

第22条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。

（育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第22条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（１）非常勤職員以外の職員　77時間30分

（２）非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情）

第22条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

（部分休業をしている職員の給与の取扱い）

第23条　職員が育児休業法第19条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。

（部分休業の承認の取消事由）

第24条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

議案第４７号

加古川市市税条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和７年６月３日提出

兵庫県加古川市長　岡　田　康　裕

加古川市条例第　　号

加古川市市税条例の一部を改正する条例

加古川市市税条例（昭和３３年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「は、」の右に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第２６条第４項中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第２６条の３中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第２９条第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の右に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３０条の２第１項第３号及び第３０条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３０条の２第１項第３号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

第３０条の３第１項中「者に限る。）」の右に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の右に「又は特定親族」を加える。

附則第１０条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第10条の２の２　令和８年４月１日以後に第90条の２第１項の売渡し又は同条第２項

の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第90条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第90条の２の３の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第90条の３第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第90条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（１）葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの１本をもつて紙巻たばこの１本に換算する方法

（２）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の 0.2グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に 0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第90条の２の３の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１）第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２）第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第90条の２の３の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）附則第10条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定　令和８年４月１日

（２）第17条及び第26条第４項の改正規定並びに次条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の加古川市市税条例（以下「新条例」という。）第17条の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第26条の３及び第29条第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の２第１項第３号及び第30条の３第１

項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第30条の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第29条第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第30条の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の加古川市市税条例（以下この条において「旧条例」という。）第29条第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第30条の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第30条の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第 203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第 203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第30条の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条　次項に定めるものを除き、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第10条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月30日までの間に、加古川市市税条例第90条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第90条の３第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第10条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（１）加古川市市税条例第90条の３第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第10条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（２）新条例附則第10条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

◎参　考

加古川市市税条例の一部を

（　現　　行　）

（公示送達）

第17条　法第20条の２の規定による公示送達は、加古川市公告式条例（昭和25年条例第４号）第２条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

（所得割の課税標準）

第26条　……………（省　略）

２　…………………（省　略）

３　…………………（省　略）

４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

５　…………………（省　略）

６　…………………（省　略）

（所得控除）

第26条の３　所得割の納税義務者が法第 314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料

改正する条例（新旧対照表）

（　改　　正　）

（公示送達）

第17条　法第20条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を加古川市公告式条例（昭和25年条例第４号）第２条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

（所得割の課税標準）

第26条　……………（省　略）

２　…………………（省　略）

３　…………………（省　略）

４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

５　…………………（省　略）

６　…………………（省　略）

（所得控除）

第26条の３　所得割の納税義務者が法第 314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料

控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が 2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第29条　第24条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900万円以下であるものに限る。）の法第 314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第 314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第25条第２項に

控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が 2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

（市民税の申告）

第29条　第24条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900万円以下であるものに限る。）の法第 314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第 314条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第30条の２第１項第３号及び第30条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第26条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）及

規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２　…………………（省　略）

～

10　…………………（省　略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第30条の２　所得税法第 194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（１）………………（省　略）

（２）………………（省　略）

（３）扶養親族の氏名

（４）………………（省　略）

２　…………………（省　略）

～

６　…………………（省　略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第30条の３　所得税法第 203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金

び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第25条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２　…………………（省　略）

≀

10　…………………（省　略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第30条の２　所得税法第 194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（１）………………（省　略）

（２）………………（省　略）

（３）扶養親族又は特定親族の氏名

（４）………………（省　略）

２　…………………（省　略）

≀

６　…………………（省　略）

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第30条の３　所得税法第 203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金

等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（１）………………（省　略）
（２）………………（省　略）
（３）扶養親族の氏名
（４）………………（省　略）
２　…………………（省　略）
～
５　…………………（省　略）

附　則

等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第 203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（１）………………（省　略）

（２）………………（省　略）

（３）扶養親族又は特定親族の氏名

（４）………………（省　略）

２　…………………（省　略）

～

５　…………………（省　略）

附　則

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第10条の２の２　令和８年４月１日以後に第90条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第90条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第90条の２の３の規定によ

（ 現　　行 ）

り製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第90条の３第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第90条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

（１）葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの１本をもつて紙巻たばこの１本に換算する方法

（２）前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の 0.2グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に 0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（ 現　　行 ）

（ 改　　正 ）

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第90条の２の３の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１）第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２）第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第90条の２の３の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

議案第４８号

加古川市医療の助成に関する条例の一部を改正する条例を定めること

加古川市医療の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和７年６月３日提出

兵庫県加古川市長　岡　田　康　裕

加古川市条例第　　号

加古川市医療の助成に関する条例の一部を改正する条例

加古川市医療の助成に関する条例（昭和４６年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第１（１）の項中「８０万円以下」を「８０万９千円以下」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の加古川市医療の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

◎参　考

加古川市医療の助成に関する条例の

（　現　　行　）

別表第１（第３条関係）

助成対象要件	
年齢、保険等の区分による要件	所得等による要件
（１）高齢期移行者の場合 高齢期移行者であつて医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であるもの	左欄の要件に該当する者について、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が４月から６月までの間にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定による市町村民税（同法第 328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。）であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が１月から６月までの間にあつては、前前年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第２項第１号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第 292条第１項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第１項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第２項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の３の11第２項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）によるものとし、所得税法第35条第２項第１号に規定する額を除く。）をいい、当該合計所得金額が０を下回る場合には、０とする。）の合計額が80万円以下であるもの。ただし、左欄の要件に該当する者が、規則で定める所得を有しない者（以下「所得を有しない者」という。）以外の者である場合は、当該者が介護保険法（平成９年法律第 123号）第19条第１項の規定により要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第１条第１項第２号から第５号までに掲げる区分のいずれかに該当することの認定を受けているものに限る。

一部を改正する条例（新旧対照表）

（　改　　正　）

別表第１（第３条関係）

助成対象要件	
年齢、保険等の区分による要件	所得等による要件
（１）高齢期移行者の場合 高齢期移行者であつて医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であるもの	左欄の要件に該当する者について、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が４月から６月までの間にあつては、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定による市町村民税（同法第 328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。）であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が１月から６月までの間にあつては、前前年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第２項第１号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第 292条第１項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第１項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第２項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の３の11第２項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から10万円を控除して得た額（当該額が０を下回る場合には、０とする。）によるものとし、所得税法第35条第２項第１号に規定する額を除く。）をいい、当該合計所得金額が０を下回る場合には、０とする。）の合計額が80万９千円以下であるもの。ただし、左欄の要件に該当する者が、規則で定める所得を有しない者（以下「所得を有しない者」という。）以外の者である場合は、当該者が介護保険法（平成９年法律第 123号）第19条第１項の規定により要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第１条第１項第２号から第５号までに掲げる区分のいずれかに該当することの認定を受けているものに限る。

（ 現　　行 ）

（省　略）

備考

1　…………（省　略）

～

3　…………（省　略）

（　改　　正　）

（省　略）

備考

1　…………（省　略）

≀

3　…………（省　略）

議案第４９号

和解のこと

令和２年（ワ）第６１５号損害賠償請求事件の裁判上の和解を下記和解条項のとおり神戸地方裁判所姫路支部において成立させるため、議会の議決を求める。

令和７年６月３日提出

兵庫県加古川市長　岡　田　康　裕

記

第１　事件の当事者

（１）　原　告　　加古川市立中学校の生徒であった者（以下「Ａ」という。）の親族３名

（２）　被　告　　加古川市加古川町北在家２０００番地
加古川市　代表者市長　岡田　康裕

第２　和 解 の 概 要

和　解　条　項

１　事実の確認

被告は、原告らに対して、以下に記載した事項又は行為について、これを事実として認める。

①　平成２７年１１月頃の剣道部内で発生したＡほか２名の部員に対する他の部員からの行為について、顧問教諭及び副顧問講師が部員への調査の結果、「グループ間のトラブル」と認識し、指導した上で、調査の過程で剣道部員が記入したメモを廃棄した。その後、部員間の話合いにより自主的なルールが作られ、それによって解決したものと認識し、結果としてその後のいじめ

の継続ないし発生を気付くことができなかったこと

② １年時担任教諭は、Ａが中学１年生時に生活ノートに記載していた内容の一部をいじめの兆候と気付くことができず、結果として、同級生からのいじめの事実を認識することができなかったこと

③ Ａは、平成２８年６月に実施された「学校生活アンケート」（いわゆる「アセス」。以下「本件アセス」という。）の結果、「対人的適応（非侵害的関係）」、「学習的適応」及び「生活満足感」において要支援領域にあり、この結果を踏まえて、教職員及び原告らと可能な範囲で情報を共有し、Ａに対して積極的に話を聴くなどしていれば、いじめの事実を認識できた可能性があったこと

④ ２年時担任教諭は同年７月に実施された三者面談の場において、原告らに対して、本件アセスの評価結果に基づき情報提供をしなかったこと

⑤ 本件中学校長及び加古川市教育委員会は、Ａの本件自死後、本件アセスの回答内容及び評価結果を把握していたが、第三者委員会の設置を決定するまでの間、原告らに対して本件アセスに関する情報提供、説明を行っていないこと

⑥ 本件中学校長及び加古川市教育委員会は、Ａの死について本件中学校の生徒らに対し明らかにした後、Ａが所属していたクラスの生徒から、２年時担任教諭に対して、Ａに対するいじめがあったことの申告があったが、第三者委員会の設置を決定するまでの間、原告らとの面会の中で、その情報を原告らに伝えなかったこと

２ お詫び

被告は、原告らに対して、前項で確認した事実を前提として、加古川市教育委員会及び本件中学校による対応が原告らの心情を深く傷つけたことに対してお詫びする。

３ 再発防止等について

被告は、本件中学校の教職員がＡに対するいじめを早期に発見できず、結果として、同人の本件自死を防止することができなかったことを踏まえ、以下のとお

り、本件のようないじめの再発防止に取り組む。

（１）被告は、加古川市いじめ防止対策評価検証委員会を設置し、５年間（平成３０年度～令和４年度）実施してきた「いじめ防止対策改善基本５カ年計画」の取組状況を踏まえ、今後も本件のようないじめを予防するための努力を継続して行う。

（２）被告は、不幸にも重大ないじめ事件が起きた場合には、事後において、当事者・遺族の事件に関する詳細な情報を知りたいとの思いに応えることの重要性を自覚して、当事者・遺族への情報提供に努めるなど、真に当事者・遺族に寄り添った姿勢を取り、それが実行できるよう指導主事及び教員を対象とした研修を継続して実施するものとする。

（３）被告は、重大ないじめ事件が発生し、それについて加古川市いじめ問題対策委員会やその他第三者の専門委員を主体とする調査等を実施する場合には、その調査及び協議場所の提供、第三者の専門委員の待遇その他について十分に配慮し、同第三者の専門委員が十分な調査、検討を行うことができるように努めるものとする。

（４）被告は、原告らに対して、被告における「いじめ防止対策計画」及び「いじめ防止対策プログラム」の取組状況、評価・検証結果について、年１回、書面により３年間（令和９年度まで）報告を行う。

４　解決金

被告は、原告らに対して、本件解決金として、金３００万円の支払義務があることを認め、同金員を令和７年７月３１日限り、原告ら指定口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、被告の負担とする。

５　請求放棄条項

原告らは、その余の請求をいずれも放棄する。

６　清算条項

原告ら及び被告は、本件に関し、原告らと被告との間には、本和解条項に定めるものの他、何らの債権債務関係が存しないことを相互に確認する。

◎参　考

地　方　自　治　法　抜　す　い

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）………………（省　略）

～

（11）………………（省　略）

（12）普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第３条第２項に規定する処分又は同条第３項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105条の２、第 192条及び第 199条の３第３項において同じ。）に係る同法第11条第１項（同法第38条第１項（同法第43条第２項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第１項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105条の２、第 192条及び第 199条の３第３項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

（13）………………（省　略）

～

（15）………………（省　略）

２　…………………（省　略）

議案第５０号

中部中学校屋内運動場外改修工事請負契約締結のこと

中部中学校屋内運動場外改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１７号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月３日提出

兵庫県加古川市長　岡　田　康　裕

記

１	工　　事　　名	中部中学校屋内運動場外改修工事
２	工　事　場　所	加古川市野口町良野８９０番地の１
３	工　　　　　期	着工　契約の日の翌日から
		完成　令和８年３月１６日
４	請　負　金　額	１５１，０３０，０００円
５	契約不適合責任期間	工事目的物引渡し後２箇年
６	契約の相手方	加古川市東神吉町神吉１０８７番地の１ 大成工材株式会社 代表取締役　高 山 明 寿
７	契約保証金	１５，１０３，０００円
８	支　払　条　件	

（１）工事目的物完成後に請負金額の請求があったときは、請求を受けた日から４０日以内に支払うものとする。

（２）請負金額の１０分の４以内の前金払をすることができる。

（３）前金払をしたときは、工事の完成前に請負金額の１０分の２以内の中間前金払をすることができる。

９　そ　　の　　他

建設工事請負契約書に定めるところによる。

◎参　考

中部中学校屋内運動場外改修工事施工内容

工事の種類	工事の内容
1　防水改修	屋内運動場及び屋外便所の屋上防水全面改修
2　外装改修	屋内運動場及び屋外便所の外壁塗装全面塗替
3　内装改修	屋外便所内装全面改修（トイレ洋式化）
4　建具改修	屋内運動場及び屋外便所の建具劣化部改修
5　外構改修	屋内運動場及び屋外便所の外部通路一部改修
6　環境配慮改修	屋内運動場外装及び屋外便所内装のアスベスト除去

中部中学校屋内運動場・屋外便所建物概要

	構造	階数	建築面積（㎡）	床面積			備考
				階別	面積（㎡）	計（㎡）	
屋内運動場	鉄筋コンクリート造	地上２階	1,015.526	1	876.676	1,136.086	玄関、アリーナ、ステージ、控室（２室）、器具庫（２室）、倉庫
				2	259.410		卓球場、ランニングボード
屋外便所	鉄筋コンクリート造	地上１階	26.25	1	26.25	26.25	男子トイレ、女子トイレ、前室
合計			1,041.776			1,162.336	

◎参　考

中部中学校屋内運動場外改修工事

付近見取図	縮尺 1/4,000

◎参　考

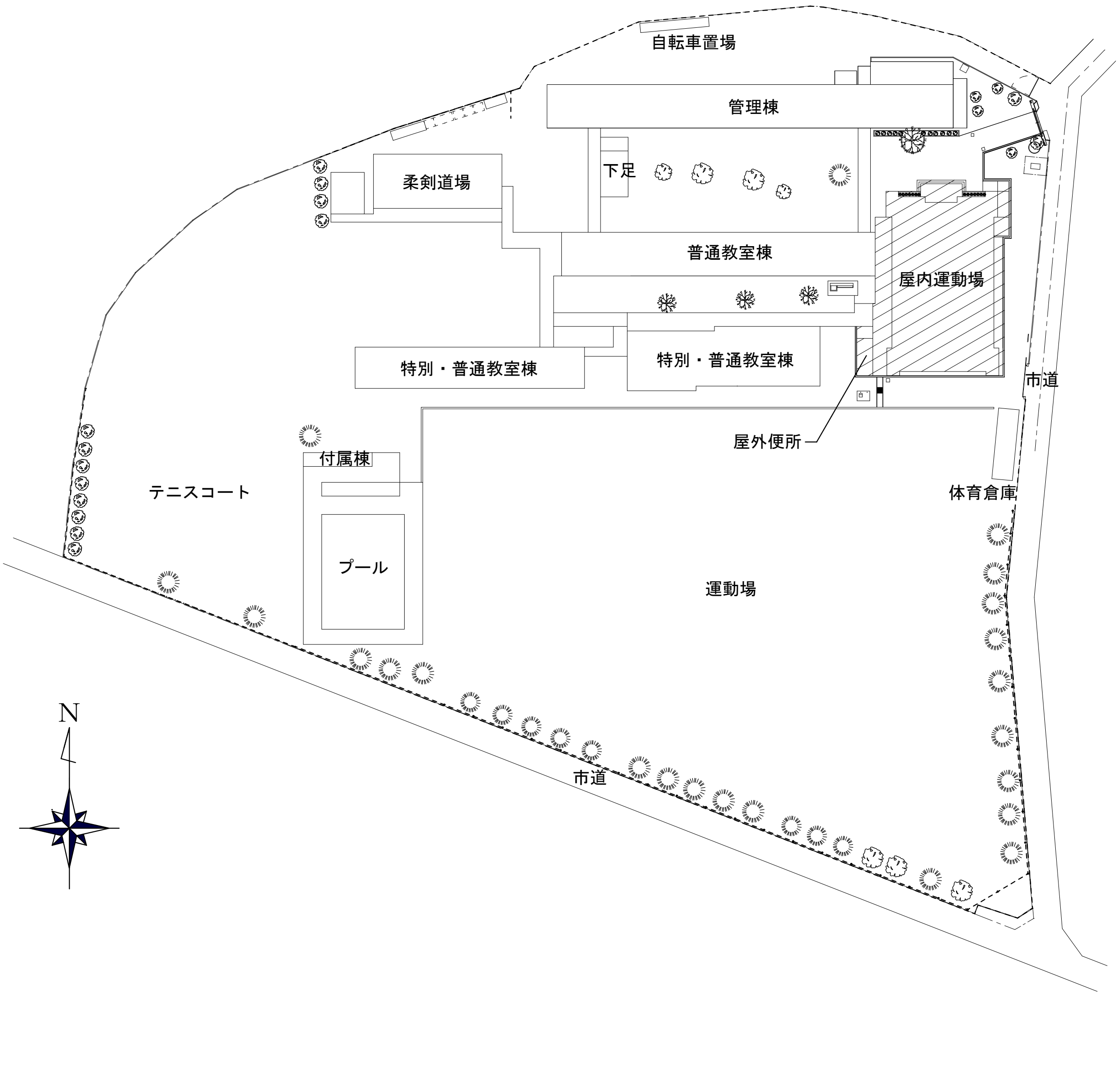

凡　例	
(hatched)	改修建物

建物配置図	縮尺 1/1,500

◎参　考

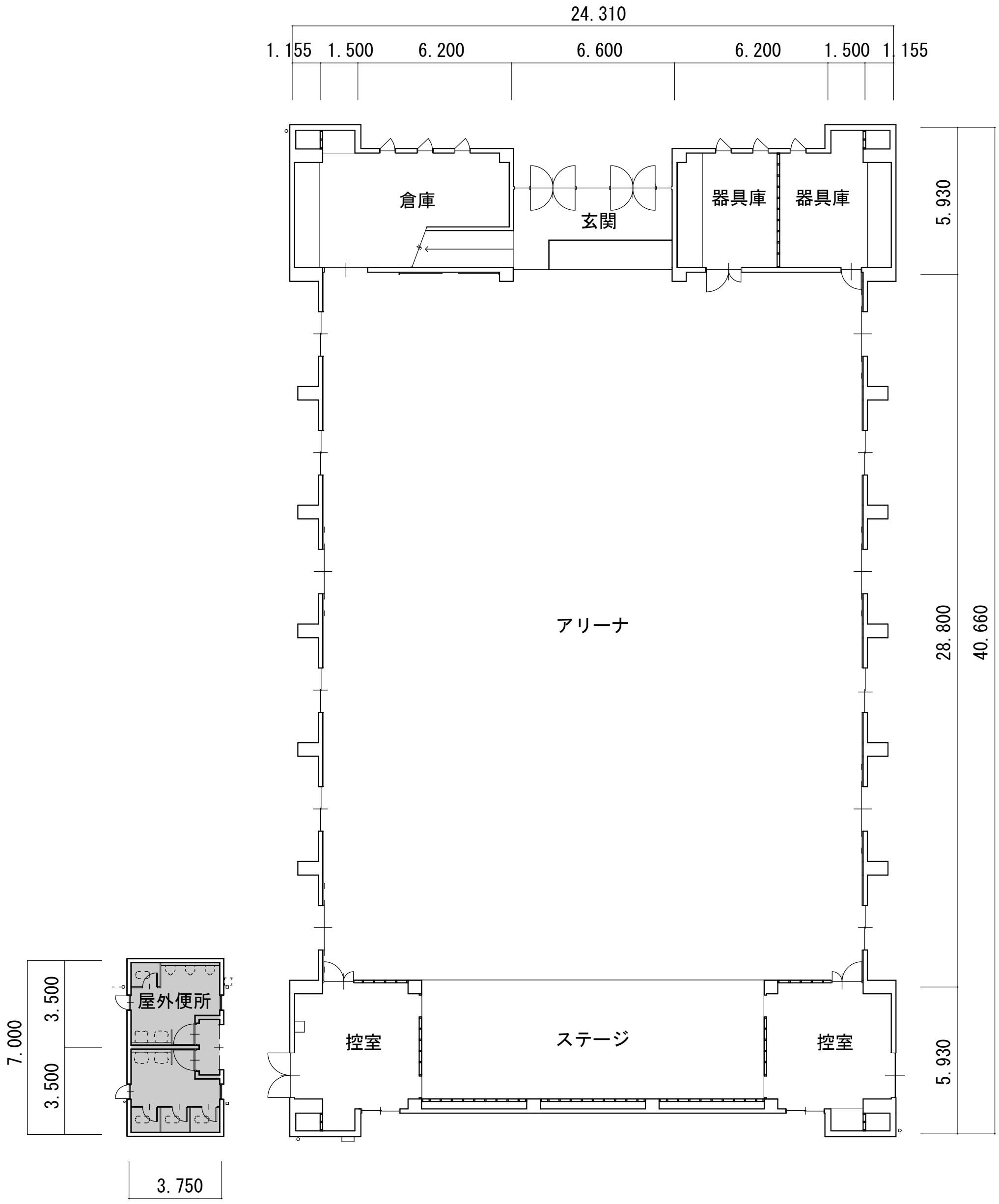

凡　例	
(網掛け)	内装改修範囲

1階平面図	縮尺 1/300	単位（m）

◎参　考

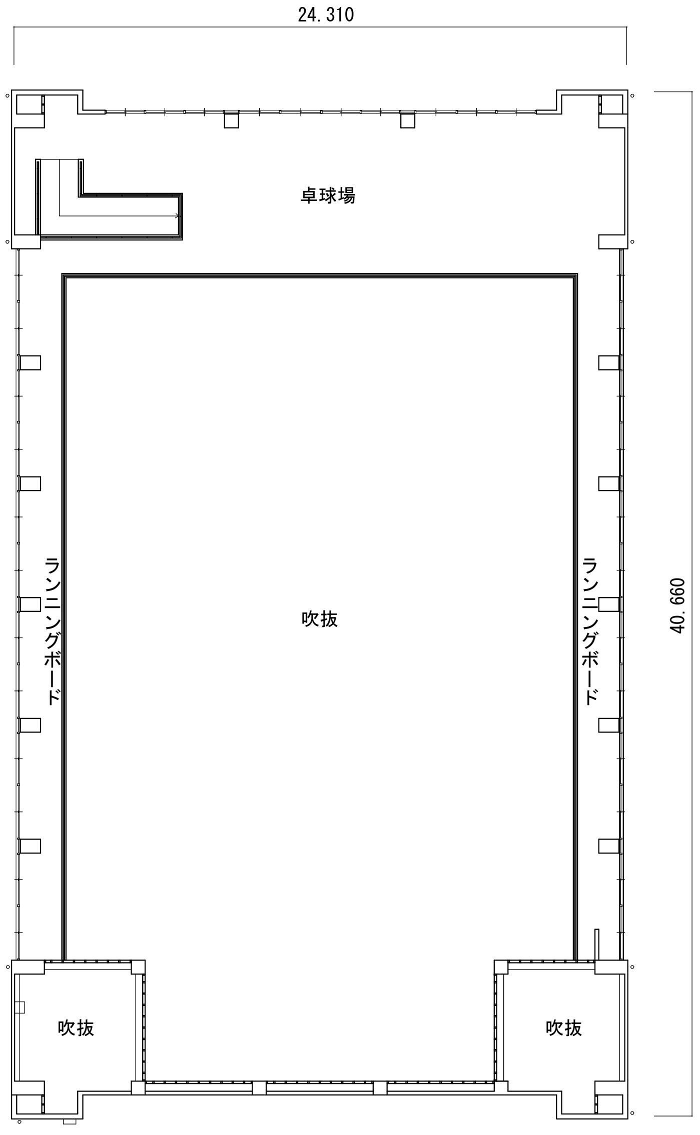

２階平面図	縮尺 1/300	単位（m）

◎参　考

工　　事　　名	中部中学校屋内運動場外改修工事
落　　札　　者	大成工材株式会社
落　札　金　額	１５１，０３０，０００円
入　　札　　日	令和７年５月９日
入　札　場　所	加古川市役所 入札室

（備考）落札金額は、入札金額に 100分の 110を乗じて得た額である。

開　札　結　果			
番号	入　札　者	入　札　金　額	備　　考
1	大成工材株式会社	137,300,000 円	落　札
2	株式会社松本工務店	予定価格の 85%未満により無効	
3	株式会社マルヤマ建設	141,000,000 円	
4	三宅建設株式会社	予定価格の 85%未満により無効	

予 定 価 格	173,690,000円
予 定 価 格（入札書比較価格）	157,900,000円
低 入 札 基 準 価 格	145,134,100円

（備考）予定価格（入札書比較価格）及び低入札基準価格は、消費税及び地方消費税を除いた額である。

◎参　考

地　方　自　治　法　抜　す　い

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）………………（省　略）

　≀

（４）………………（省　略）

（５）その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（６）………………（省　略）

　≀

（15）………………（省　略）

２　…………………（省　略）

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜すい

（市議会の議決に付すべき契約）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号の規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格１億 5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第５１号

軽四輪電気貨物自動車（２００Ｖ）売買契約締結のこと

軽四輪電気貨物自動車（２００Ｖ）について、下記のとおり売買契約を締結するため、市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１７号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月３日提出

兵庫県加古川市長　岡　田　康　裕

記

１　物　品　名　称　　軽四輪電気貨物自動車（２００Ｖ）
２　数　　　　　量　　６台
３　納　入　場　所　　市の指定する場所
４　納　　　　　期　　令和８年３月３１日
５　契　約　金　額　　１６，１４３，６００円
６　契約不適合責任期間　　物品引渡し後１箇年
７　契約の相手方　　加古川市米田町平津字上新田６５８番地の１
姫路三菱自動車販売株式会社加古川店
店長　川口直毅
８　契約保証金　　１，６１４，３６０円
９　支　払　条　件
物品引渡完了後に契約金額の請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に支払うものとする。
10　そ　　の　　他
売買契約書に定めるところによる。

◎ 参　考

軽四輪電気貨物自動車（２００Ｖ）仕様内容

１　納入物品　　軽四輪電気貨物自動車（２００Ｖ）

２　物品仕様

（1）車両仕様

項　　目	仕　　　　様
車体の形状	バン
車体色	白色又はアイボリー系
一充電走行距離	１８０ｋｍ以上
トランスミッション	オートマチック
乗車定員	４人

（2）主要装備

衝突被害軽減ブレーキ

ペダル踏み間違い時加速抑制装置

バックブザー（車外用）

バックカメラ及びバックカメラ用モニター

ドライブレコーダー

２００Ｖ用充電ケーブル

（3）そ の 他

車体には「加古川市」又は「加古川市東消防署」の文字、電気自動車啓発ステッカー、加古川市ゼロカーボンロゴ等のデザインを施すこと。

３　数　　量　　６台

◎参　考

物　品　名　称	軽四輪電気貨物自動車（２００Ｖ）
落　　札　　者	姫路三菱自動車販売株式会社加古川店
落　札　金　額	１６，１４３，６００円
入　札　月　日	令和７年４月２５日
入　札　場　所	加古川市役所 入札室

（備考）落札金額は、入札金額に 100 分の 110 を乗じて得た額である。

開　札　結　果			
番号	入　札　者	入 札 金 額	備　考
1	新興自動車	14,760,000 円	
2	株式会社高山自動車サービス	辞　退	
3	タチバナ自動車株式会社	辞　退	
4	東城自動車工業株式会社	15,065,238 円	
5	日産プリンス兵庫販売株式会社加古川店	16,854,000 円	
6	長谷川モータース	辞　退	
7	姫路三菱自動車販売株式会社加古川店	14,676,000 円	落　札

◎参　考

地　方　自　治　法　抜　す　い

（議決事件）

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）………………（省　略）

〜

（７）………………（省　略）

（８）前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

（９）………………（省　略）

〜

（15）………………（省　略）

２　…………………（省　略）

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜すい

（市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条　地方自治法第96条第１項第８号の規定により市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については１件５千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第５２号

加古川市固定資産評価審査委員会委員の補欠委員の選任につき承認を求めること

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第４項の規定により、令和７年５月１４日に加古川市固定資産評価審査委員会委員の補欠委員に次の者を選任したから、同条第５項の規定により、議会の承認を求める。

令和７年６月３日提出

兵庫県加古川市長　岡　田　康　裕

記

住　　所　[redacted]

氏　　名　松　井　隆　文

生年月日　[redacted]

◎参　考

地　方　税　法　抜　す　い

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第 423条　固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2　固定資産評価審査委員会の委員の定数は３人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3　固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4　市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。

5　市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。

6　固定資産評価審査委員会の委員の任期は、３年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7　…………………（省　略）

～

9　…………………（省　略）